

岡崎市公用車EVカーシェアリング事業 実施要領等の質問に対する回答

No.	質問箇所		質問事項	回答
1	実施方針	5 事業期間	「一部の電気自動車及び充電器については令和6年3月31日までに、残りの設備等」と記載がございますが、一部とはどのくらい想定されていますか。	カーシェアリング事業用は2台分、公用車車庫は高圧受変電設備設置前は3kwの充電器の場合6台分までが充電器設置可能台数です。よって、それ以下の台数を想定しています。
2	実施方針	その他	地産地消にて地域経済の活性化を目指されているとのことの方針を拝見し、車両については、国産車を選定することが望ましいとの認識でおりますが、海外製の車両については選定可能でしょうか。	可能です。
3	実施要領	5 提案限度額	記載の提案限度額は補助金や交付金等を加味しない金額でしょうか	補助金や交付金等を加味しない金額です。
4	実施要領	7 参加資格要件(7)	自家用自動車有償貸渡業の許可等は事業代表者ではなく、構成員が取得していても良いとの認識でよろしいでしょうか。当該構成員が車両リース・メンテナンス等を担う前提です。	問題ありません。
5	実施要領	7 参加資格要件(7)	自家用自動車有償貸渡業の許可を受けている、もしくは受ける見込みであることについて、こちらは提案で取得時期を書くことで問題ないでしょうか。	提案時に許可を受けていない場合は、取得時期の見込みを記載してください。
6	実施要領	8 (5) 応募者の複数提案の禁止	応募者の複数提案の禁止は構成員にも適用されるとのことによろしいでしょうか。	一事業者が複数のグループの構成員になることはできません。
7	実施要領	8 応募のに関する留意事項(9)	本件のリース契約は、「長期継続契約」、「債務負担行為」のどちらになりますでしょうか。	債務負担行為を予定しています。
8	実施要領	13参加表明書及び資格確認書類の受付 様式2 グループ構成表	協力企業とは具体的にどのような企業を想定されていますでしょうか。	構成企業ではないものの、本事業の実施にあたり協力関係にある企業を想定しています。
9	実施要領	13参加表明書及び資格確認書類の受付	様式2 グループ構成表に関して、実際の契約先と業務を行う企業が異なり、下請・委託等を行う場合、主要な下請先・委託先も含めてグループ構成表を作成するかたちで宜しいでしょうか。	主要な下請・委託等を含め、本事業実施にあたり各役割を担う構成員を記載してください。
10	実施要領	15提案書の提出等 (4) 提出書類 オ 見積書 (様式第9号)	見積書の金額は補助金を含まない金額の記載で宜しかったでしょうか(活用する補助金が不明であるため)。	補助金を含まない金額を記載してください。
11	実施要領	15提案書の提出等(4)キ	決算書類のうちキャッシュフロー計算書がない場合は、貸借対照表、損益計算書だけでよろしいでしょうか。	問題ありません。
12	実施要領	16提案書作成	正本には企業名記載可能とのことによろしいでしょうか。 尚、正本・副本ともに企業名記載無しで審査等に不都合はありますでしょうか	正本には事業者名を記載し、副本には事業者名を記載しないでください。
13	実施要領	20契約等(4)エ	支払時期・回数等に付き協議により決定と記載ありますが、リースは原則毎月払いで行われるものであり、支払い方法の変動により金利等に影響があります。想定の実払時期・回数等がありますでしょうか また、提案時と契約時で支払い時期を含め変更があり、事業者が不利益を被る場合は金額の変更等の協議に応じていただけますでしょうか	支払い方法は毎月払いを想定していますが、優先交渉権者との協議により決定いたします。 変更等の原因が何に起因するものか定かではありませんので一概には申し上げられませんが、提案価格は評価基準の一項目であることから増額することは想定していません。
14	別表	予想されるリスクと責任分担	資材置き場の確保が事業者負担となっておりますが、施工等の兼合いから貴市施設の一部に置かせていただく必要があるものも想定されます。可能な範囲でご協力いただけますでしょうか。	本市の業務に支障がないか確認する必要があるため、協議によります。
15	別表	予想されるリスクと責任分担	半導体不足、ウクライナ情勢、コロナ再流行等、社会通念上やむを得ない事象により、工事遅延や納入遅延等が発生した場合、指名停止等の措置免除や賃貸借期間等の調整に応じていただけますでしょうか。	天災等、社会通念上やむを得ない場合は協議によるものとします。
16	別表	予想されるリスクと責任分担	保証メンテナンス期間は事業実施期間と同様とのことによろしいでしょうか。	メンテナンス期間は、賃貸借期間と同様です。

17	別表	予想されるリスクと責任分担	本事業は提案から事業実施まで一定の期間が必要となります。提案時に比し、契約時において金利の急激な変動に伴う事業者負担の増加は、物価の変動と同様にリスク分担すべき内容かと存じます。協議に応じていただけますでしょうか。	事業者選定において提案価格も評価項目であることから、価格の変動は原則認められません。金利の変動については、契約期間中の多少の変動を想定した価格で見積額を提示してください。ただし、大幅な金利上昇について客観的な根拠が示されれば、協議は可能と考えます。
18	別表	予想されるリスクと責任分担	用地の確保:資材置き場の確保⇒事業者負担の記載内容についてですが、工事前においては事業者側にて一時的に受け入れを行い運搬させて頂く予定をしておりますが、実際の工事期間中においては施工場所に資材置き場等をご提供いただく事は可能でしょうか。	本市の業務に支障がないか確認する必要があるため、協議によります。
19	仕様書	3業務期間	①先行導入はE V何台程度を予定しておりますでしょうか。②先行導入はE Vカーシェアではなく、公用車として使用するE Vの導入という認識で宜しいでしょうか。③また先行導入後、残り分のE V導入計画を教えてくださいましてでしょうか。	①カーシェアリング事業用は2台分、公用車車庫は高圧受変電設備設置前は3kwの充電器の場合6台分までが充電器設置可能台数です。よって、それ以下の台数を想定しています。 ②どちらでも構いません。 ③E V導入計画はありません。早期導入及び公務利用を想定した効率的な入れ替えを期待します。
20	仕様書	5(1)ア 車両	車両のグレード・装備品はどのようなものを想定されていますか。仕様書記載以外の要望は特段無いとのことでよろしいでしょうか。	仕様書に記載の内容を満たす車両であれば問題ありません。
21	仕様書	5(1)ア 車両	月何キロの走行キロを想定されていますか。	仕様書記載のとおりです。
22	仕様書	5(1)ア 車両 (4)車両のメンテナンス	冬タイヤを使用する車両は、4台との記載通りでよろしいでしょうか。タイヤ保管は、事業者保管とのことで、交換時期も相談事項となりますでしょうか。	仕様書記載のとおりです。装着期間は、毎年12月1日から3月31日までを基本としますが、交換時期は協議によるものとします。
23	仕様書	5(1)ア、イ 車両	68台のE V車両については、すべて同月導入を希望されますか。分割導入の場合、契約開始月はどうなりますでしょうか。	一部の車両及び充電器を令和6年3月31日までに、残りは令和7年12月31日までに賃貸借を開始します。早期導入及び公務利用を想定した効率的な入れ替え期待しており、全て同月導入かは問いません。契約は令和6年1月に行い、設備等の賃貸借開始から順次、賃貸借料の支払いを開始します。
24	仕様書	5(1)ア、イ 車両	現在共済にて自動車保険に加入されていると聞かれますが、リースに保険を参入する場合は民間の保険会社での付保となり、現状の共済の割引継承ができないと思われます。早めに民間の保険会社と打合せを行いたいため、現在の共済の写しと約款写しを頂くことは可能でしょうか。	カーシェアリング事業用車両のみ民間保険に加入し、その内容は提案によります。カーシェアリング事業に必要な補償を備えてください。また、補償内容は提案書に記載してください。 公用車使用のみの車両は、引続き全国市有物件災害共済会に加入し、その費用は本市が負担することから共済保険の内容は公表いたしません。
25	仕様書	5(1)ア、イ 車両	自動車の場合登録が必要となります。(土日祝日の車両登録が行えません。)登録から納車まで数日必要となります。車両の使えない日は、認めて頂けますか。その数日は、レンタカー対応する必要があるでしょうか。	賃貸借開始時に車両が使用できるようにしてください。
26	仕様書	5業務内容 ア車両	軽乗用自動車30台及び軽貨物自動車38台はE T C車載器は必要でしょうか	車両に必要な装備品等は、仕様書のとおりです。
27	仕様書	5(2)カーシェアリング事業の運営に関する業務 オ	利用状況のデータ収集の対象車両台数について、カーシェアリング事業用車両1台以上2台以下の利用状況のご提出でよろしかったでしょうか。また、提出頻度の条件等はございますでしょうか。	カーシェアリング事業用車両の利用状況を提出してください。なお、利用状況がわかるものの提出は毎月、データ分析は年1回程度を想定していますが、協議によります。
28	仕様書	5(2)カーシェアリング事業の運営に関する業務 カ	カーシェア事業用車両の事業で使用した電気使用量の把握は、「岡崎市の休日定める条例」(平成元年条例第34号)に規定する市の休日等カーシェアリング事業時間帯の充電量ではなく、車両搭載の蓄電池の使用量を把握しないと把握は出来ないと認識していますが、ご認識合いますでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	仕様書	5(4)車両のメンテナンスに関する業務	契約内容に基づき、担当メンテナンス工場から定期点検のご案内を行います。点検日程・契約車両の受け渡し方法などについては、担当メンテナンス工場と貴市で直接お打ち合わせの上、実施をお願いしておりますので宜しいでしょうか。	法定点検、車検整備の漏れがないように受注者の責任において管理をしてください。本市とメンテナンス会社が直接打合せすることは問題ありません。

30	仕様書	5 (4) 車両のメンテナンスに関する業務	定期点検、法定点検、車検整備実施時には、車両の機械式駐車場からの出入庫作業、および車両内・トランク・荷台の積載物等の積み降ろしは、予め貴市で行っていただくようお願いできますでしょうか。（特に継続車検整備は、法令上、荷物・積載物があると実施できません）。	本市は車内の荷物の積み降ろしを行います。受注者は車両の引き取りと、点検後に駐車区画へ戻すことをお願いします。
31	仕様書	5 (4) 車両のメンテナンスに関する業務	日常点検（運行前点検）は、法令により使用者が責任をもって行うことが義務づけられていますので、貴市の責任で実施していただくようお願いできますでしょうか。〔道路運送車両法第47条の2〕	公用車として使用する際は、車両の使用者が運行前点検を実施します。
32	仕様書	5 業務内容 (5) 充電器、高圧変電設備及び太陽光発電設備の設置工事に関する業務 エ	工事は土日祝日も含めたスケジュールでよろしいでしょうか。	本市の業務に支障のない工事計画とする必要があります。工事内容により閉庁日でなければ本市の業務に支障が出る場合は閉庁日の作業予定としてください。
33	仕様書	5 (5) 充電器、高圧受変電～設置工事に関する業務	68台の普通充電器ごとに電力量メーターは必要ですか。それとも一括計量でよろしいでしょうか。	カーシェアリング事業用車両の使用により発生する電気料金は受注者負担のため、受注者にて電気使用量を把握できるようにしてください。把握方法は問いません。 なお、公用車使用のみの車両の電気料金は本市が負担します。
34	仕様書	5 (5) 充電器、高圧受変電～設置工事に関する業務	屋上に設置する太陽電池モジュールの床の耐荷重はm2当たり何KNまで設置可能でしょうか。	一般的に車両よりも軽い太陽光発電設備であれば設置可能です。 公用車車庫は認定駐車場のため、設置できる太陽光発電設備のタイプは限定されると考えています。事業者におきましても現地調査等により設置可否の確認をしてください。 受注者から示された太陽光発電設備の仕様、設置方法等について本市から駐車場メーカーへ提供し、確認をしていただく予定です。現時点で一概にm ² 当たり何KNまで設置可能かはお答えできません。
35	仕様書	5 (5) 充電器、高圧受変電～設置工事に関する業務	カーシェアリング事業実施場所には、充電器（急速あるいは普通）100V電源、通信線等が必要でしょうか。	充電器の電源(200V)は東立体駐車場から供給可能です。ただし、カーシェアリング事業用車両の使用により発生する電気料金は受注者負担のため、電気使用量を把握できるようにしてください。 通信線等については、利用状況のデータ収集に必要であれば設置してください。
36	仕様書	5 (5) 充電器、高圧受変電～設置工事に関する業務	高圧化した後の工事期間中および賃貸借期間中の電気主任技術者は岡崎市様手配でよろしいでしょうか。	高圧受変電設備の設置工事前に電気主任技術者を本市にて選任予定です。工事中、賃貸借期間中、賃貸借期間終了後において、本市にて電気主任技術者の選任を行います。
37	仕様書	5 (5) 充電器、高圧受変電～設置工事に関する業務	高圧受変電設備の電気主任技術者について、賃貸借完了後はどのようにされますか。	高圧受変電設備の設置工事前に電気主任技術者を本市にて選任予定です。工事中、賃貸借期間中、賃貸借期間終了後において、本市にて電気主任技術者の選任を行います。
38	仕様書	5 (5) 充電器、高圧受変電～設置工事に関する業務	仕様書に将来増設用として39台分のスペースを見込むとありますが、こちらは6kWでの見込みでよろしいでしょうか。（想定トランス容量を算出するため）	3kW以上の充電器を想定しています。
39	仕様書	5 (5) 充電器、高圧受変電～設置工事に関する業務	駐車場内にキュービクルを設置する場合は、既存の駐車場を一部使えなくしても問題ないでしょうか。 （普通充電器3kWの場合でフェンスなしで2台程度、フェンスありで3台程度使用できなくなります）	問題ありません。

40	仕様書	5 (5) 充電器、高圧受変電～設置工事に関する業務	駐車場にキュービクルを設置する場合の床の耐荷重はm2当たり何KNまで設置可能でしょうか。（キュービクルは2階以上に設置を想定している。）	一般的に車両よりも軽いキュービクルであれば設置可能です。 公用車車庫は認定駐車場のため、設置できる設備は限定されると考えています。事業者におきましても現地調査等により設置可否の確認をしてください。 受注者から示されたキュービクルの仕様、設置方法等について本市から駐車場メーカーへ提供し、確認をしていただく予定です。現時点で一概にm ² 当たり何KNまで設置可能かはお答えできません。
41	仕様書	5 (5) 充電器、高圧受変電～設置工事に関する業務	ハザードマップによる浸水深さは、0.5m～3.0m未満でよろしいでしょうか。この場合、キュービクルは2階以上の設置（耐荷重の確認が必要）が望ましい。	公用車車庫南側で地盤高からの浸水高は約1.5mの想定です。詳しくは、別添の「公用車車庫地盤高図面（浸水想定）」でご確認ください。
42	仕様書	5 (5) 充電器、高圧変電設備及び太陽光発電設備の設置工事に関する業務	当社が事実上出来ないのではなく、物件の設置工事など当社が【貴市】より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を【貴市】から受注するのではなく、【貴市】の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差支えないでしょうか。 （当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合同様に売主等の業者に業務を行わせて良いでしょうか）。	問題ありません。
43	仕様書	5 (6) 充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備のメンテナンスに関する業務	【キュービクル・太陽光に関するご質問】 「原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、迅速かつ適切に修理、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。」「受注者は設備の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先、担当者名を記載した書面を発注者に届け出ること。」とございますが、一次駆付・切出等も事業者側の業務負担ということでしょうか。 （実施方針時の口頭回答では、一次駆付・切出等は、貴市・施設管理会社（電気主任技術者）側の役割、故障修理時の対応は事業者側の役割との認識です。）	設備に不具合が発生した場合の一次駆けつけは本市が行います。その後、受注者に連絡し対応をお願いします。本市の業務に支障のないように、迅速かつ適切な対応をしてください。
44	仕様書	5 (6) 充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備のメンテナンスに関する業務	【キュービクル・太陽光に関するご質問】 法定点検に関しては、貴市・施設管理会社（電気主任技術者）間の契約と伺っております。定期点検に関しては、電気主任技術者でも対応出来る目視でのパネル確認等を想定しておりますが、貴市が想定する賃貸借期間中の維持管理を具体的に教えてくださいませんか。	保安規定に点検頻度、点検内容を定め実施する予定です。点検内容は外部損傷などの目視点検、接続部の点検、絶縁抵抗測定、保護継電等の試験などです。
45	仕様書	5 (6) 充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備のメンテナンスに関する業務	故障修理時、メーカー保証対象外の場合は、貴市の実費負担という認識で宜しいでしょうか。	適切な保険に加入してください。なお、補償内容は提案書に記載してください。
46	仕様書	5 (6) 充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備のメンテナンスに関する業務	【充電器に関するご質問】 充電設備に関しては明確な法定点検等の規定はございませんが、維持管理にあたりどういった業務を想定されておりますでしょうか？ 事業者提案判断にゆだねる形になるのであれば、まずは定期点検等必要な前提で整理させて頂きたいと考えております。	設備設置後から賃貸借期間終了までの間、正常な状態で使用できるよう維持管理することとしており、その内容が遂行できるよう設備の管理をしてください。
47	仕様書	5 (6) 充電器、高圧変電設備及び太陽光発電設備のメンテナンスに関する業務ウ	リース期間中に付保を予定する動産総合保険は、リース開始日から終了までの期間ということで宜しいでしょうか。	保険加入期間は賃貸借期間中です。リスク分担表の施工段階の一時的損害のとおり、引渡し前の設備の不具合は受注者負担です。
48	仕様書	5 (6) 充電器、高圧変電設備及び太陽光発電設備のメンテナンスに関する業務ウ	リース期間中に万一、保険適用外の地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等発生した故障などに伴う費用負担は、貴市の負担という認識で宜しいでしょうか。	天災等、不可抗力に起因する場合は協議によります。
49	仕様書	5 (7) エネルギーマネジメントに関する業務	エネルギーマネジメントシステムに関するご要望をいただけませんか。（遠隔監視などを利用の場合、通信線敷設も必要となります。）	エネルギーマネジメントシステムにより、温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギー由来の電力供給が効率的に行えるようにしてください。その方法は提案によります。

50	仕様書	5 (7) エネルギーマネジメントに関する業務	デマンド監視等（消費電力）必要でしょうか。	エネルギーマネジメントシステムでデマンド制御を行うものと考えますが、その方法は提案によります。
51	仕様書	5 (8) カーシェアリング事業実施場所の環境整備に関する業務	事業期間終了時に環境整備に関する業務の現状復帰が必要とされておりますが、こちらは事業費に含める必要がありますでしょうか。	受注者の負担で現状復帰してください。
52	仕様書	5 (9) 各種関係手続	国庫補助金等の活用による申請届出等が必要な場合、受注者が行うよう記載がありますが、具体的にどのような手続きをイメージしておりますでしょうか。国庫補助金の受領者主体は貴市ではないのでしょうか。	再エネ交付金は間接補助のため、受注者は市へ交付申請する想定です。C E V 補助金は直接補助のため、受注者は国へ交付申請する想定です。
53	仕様書	5 (9) 各種関係手続	①交付金に関しては、事業者から貴市向けに補助金申請をする想定ですが、その認識で宜しいでしょうか？②また貴市が作成する交付金に関する補助金申請手続き方法を事前に開示頂けますでしょうか？	①ご認識のとおりです。 ②交付要綱は現在作成中です。策定次第、公表を予定しています。
54	仕様書	5 (9) 各種関係手続	充電器・太陽光等に関する補助金活用時は、補助金申請～交付決定後の契約締結となります（契約締結時に補助金をリース料から低減）。①実施要領・仕様書等には補助金申請のタイミングに関する記載はございませんでしたが、貴市が想定される補助金申請のタイミングを教えてください。②提案時の見積金額には補助金を含まない認識でありますが、優先交渉権者決定～契約締結後、実際に補助金を活用する際には契約を締結し直す想定でしょうか。（交付金の詳細は分かりませんが、充電器に関する国のC E V 補助金はルールが厳格であるため、申請前に先行して契約締結を行うことは出来ない想定でおります。）	①脱炭素先行地域事業の補助金の申請は、予算議案議決後から本契約締結前までの間に申請していただく予定です。 C E V 補助金の今年度分の申請は2023年3月31日が交付申請受付開始日になっていましたので、来年度分も同様の時期を想定しています。 ②ご認識のとおり、補助金活用による変更契約を想定しています。
55	仕様書	5 (9) 各種関係手続	補助金についてご質問をお願い致します。 万一の場合の想定となりますが、受注者にて補助金受給した場合においても、受注者の責めに帰すべき事由「以外」を原因とし、交付団体が定める補助金の返還事由に該当し、受注者が受領した補助金の全額又は一部および加算金の支払請求を受け、受注者がその支払いを余儀なくされた場合には、当該原因が受注者の原因以外となります場合には、貴市のご負担をお願い出来ますでしょうか。	発注者、受注者の責めに帰すべき事由以外を原因とした場合の負担については協議によります。
56	仕様書	5 (9) 各種関係手続	補助金に関して、E V ・充電器は交付金・C E V 補助金が想定され、キュービクル・太陽光は交付金を活用する想定でおります。活用する補助金の種類は貴市判断と想定しておりますが、補助金種類はどのタイミングで確定しますでしょうか。（例：優先交渉権者決定後の協議時など）	本事業では、最大限国庫補助金等を活用することとしています。提案書には活用予定の補助金等について記載してください。 なお、脱炭素先行地域事業の補助金の申請については、令和5年12月定例会の予算議案議決後から契約締結前までの間に受注者から本市へ申請していただく予定です。
57	仕様書	8 物件の受領	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか （社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）。	天災等、不可抗力に起因する場合は協議によります。
58	仕様書	10物件の無償譲渡	公用車利用に伴うシステム等がリース物件に含まれる場合、当該システムも無償譲渡対象でしょうか。また、カーシェアシステムについてはいかがでしょうか。	無償譲渡の対象は、充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備です。システムは含みません。
59	仕様書	13一括再委託等の禁止	本項目記載内容は構成員には当てはまらないとのことでしょうか。	当てはまりません。
60	仕様書	17損害賠償	万一の場合の想定となりますが、契約の履行において貴市や、第三者に損害を及ぼした場合において、同損害が天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力に起因する場合につきまして、別途協議するということが宜しいでしょうか。	天災等、不可抗力に起因する場合は協議によります。
61	仕様書	E V カーシェア運用	「カーシェアリング事業用車両の使用により発生する電気料金は受注者が負担すること」とありますが、土日祝日において「公用車保管場所」に移動しての充電は不可、ということになりますでしょうか？	受注者が車両を移動させて充電することも可能ですが、電気代は受注者負担のため、使用量がわかるようにしてください。

62	仕様書	E Vカーシェア運用	カーシェアリング事業を実施する軽乗用自動車（1台以上2台以下）の運用は下記理解で合っておりますでしょうか？ ・平日：「公用車保管場所」で公用車として使用 ・土日祝日の前日：「カーシェアリング事業実施場所」に移動 ・土日祝日の指定時間（要協議）：「公用車保管場所」に移動	平日、土日祝日ともにカーシェアリング事業実施場所で運用することを想定しています。なお、土日祝日の稼働率向上のため他の場所での運用は提案によります。
63	仕様書	全般	プロポーザル実施前に、リース契約締結時に使用する契約書のひな形を開示頂くことは可能でしょうか。	岡崎市賃貸借契約約款を公表いたします。
64	仕様書	全般	リース契約におけるリース料のご精算スケジュールは、リース期間開始後、1か月毎（翌月末期日）の毎月・均等金額のお払いを頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	支払い方法は毎月払いを想定していますが、優先交渉権者との協議により決定いたします。
65	仕様書	全般	契約保証金は不要という認識でよろしいでしょうか。	不要です。
66	仕様書	全般	優先交渉権者の決定後に、契約書条項に対する修正について、別途協議させて頂くことは可能でしょうか。	可能です。
67	その他	その他	駐車場等、本事業を遂行するために必要な建屋等について、大規模改修や建替え等は予定していないとのことによろしいでしょうか。	予定はありません。
68	その他	その他	予算都合等による中途解約が貴市都合により発生した場合、受注者には残存債務棟は清算されるとのことによろしいでしょうか。	リスク分担表のとおり、本市の指示により事業の中止・延期をする場合は、そのリスクと責任は本市が負います。
69	その他	自家用自動車有償貸渡業の許可	「株式会社JoyCa」のサービスを活用したカーシェアリング事業でも、本事業での参加資格はありますか？	仕様書に定めた事業が実施可能であれば問題ありません。
70	その他	自家用自動車有償貸渡業の許可	本事業許可の事業者が見込みの場合、「事業契約の締結」の令和6年1月上旬までに本事業許可を取得できていれば良いのでしょうか？	問題ありません。
71	その他	自家用自動車有償貸渡業の許可	本事業許可の事業者は、岡崎市内、もしくは愛知県内に事務所や拠点があることが必須条件でしょうか？	必須条件ではありません。
72	その他	その他	今回、キュービクル・太陽光と併せて蓄電池に関するご提案を検討しております。蓄電池もキュービクルに紐付き法定点検の対象となりますが、貴市側で契約をする施設管理会社（電気主任技術者）に対応頂くことは可能でしょうか。 その他はキュービクル・太陽光と同様、電気主任技術者ではなくても対応出来るバッテリー電圧測定等の定期点検を事業者側で行い、一次駆付・切出等に関しては、施設管理会社（電気主任技術者）にてご対応頂きたく存じます。 （その他、キュービクル・太陽光に関する質問内容も、蓄電池を導入した際には同様に考えております）	法定点検の対象となる設備は本市が対応します。 また、設備に不具合が発生した場合の一次駆けつけは本市が行います。その後、受注者に連絡し対応をお願いします。本市の業務に支障のないように、迅速かつ適切な対応をしてください。